

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 6 月 12 日現在

機関番号：32623
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2016～2019
課題番号：16K03446
研究課題名（和文）死体の利用における手続保障に関する比較法的研究

研究課題名（英文）Due Process in Using Dead Body

研究代表者

森本 直子（Morimoto, Naoko）

昭和女子大学・総合教育センター・准教授

研究者番号：40350425

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：死体利用における手続保障のあり方を検討するために、日米の立法・判例をその通知・承諾要件を中心に検証した。また、外科手技研修を目的とするカダバー・トレーニングと古人骨の研究利用の実務に関わる医学、博物館、文化人類学、考古学の各専門家からの聴き取りを二度の夏季訪米調査において大学・博物館・ラボで実施した。その結果、死体利用にかかる生前の本人や遺族、死者と共通ルーツを持つとされる先住民族コミュニティに至るドナー側関係者に対して保障されるべき手続は、法的要件の整備だけでなく、利用する側・される側の実務レベルでの継続的な対話と協働関係が構築する信頼関係を基盤として確立するものであることが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

死体の利用には、法廷闘争や立法による関係者への通知・承諾要件の整備とその実践という法学的ないし「点のアプローチ」による手続保障だけでなく、利用する側と利用される側の継続的な対話と情報共有を通じた信頼関係の(再)構築や教育・啓蒙活動といった、より長期的な「線のアプローチ」による手続保障が必要であることが明らかになった点に学術的意義がある。またこれは、多様な価値観が交錯する複雑な問題領域では、研究者と実務家、異分野の専門家同士、あるいは専門家と一般市民という、通常は交流の少ない、境界を超えた意見交換や協働関係が有益であるという社会的意義を導くものと考えられる。

研究成果の概要（英文）：In order to explore the due process of using dead bodies, present laws of both Japan and United States were examined supplemented by legal and bioethical periodical research. Additionally, to understand practical reality in the use of bodies such as cadaver training for surgical training purposes and research on ancient human remains, interviews of experts in medical science and related business management, museum administrators, anthropologists, and archaeologists, were conducted during two summer visits of universities, museums, and laboratories in the United States. In conclusion, the due process for donors including the deceased, their surviving families, and affiliated Native American communities, should not only be found in the law of consent and notification but also in the trust developed upon continuous efforts of dialogue and collaboration between the science community of those in need of bodies for research and the non-science community as the source for such bodies.

研究分野：法学

キーワード：医事法 生命倫理 人体利用 手続保障

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

死体は解剖や移植医療のために利用されるようになって久しい。これらの場合、個別の利用可否は、死体解剖保存法、献体法、臓器移植法が規定する通知・承諾手続にもとづき、生前の本人の意思や遺族の意向を考慮して判断されてきた。他方で、死体利用の射程は現行法の守備範囲を超えて研究・研修目的にも拡大している。

例えば、考古学や人類学の研究対象となる古人骨の利用については、誰に対して通知し、誰から承諾を取得すれば実施できるのか、日本においては明確になっていない。解剖や臓器提供の場面で問題になるような、生前の本人や家族・遺族という次元の議論に馴染まない古人骨は、研究者側の都合で一方向的に利用された歴史が内外で知られており、死体の略奪や盗掘も横行したとされる。この問題は先住民族の権利をめぐる紛争として、国内ではアイヌ民族をめぐる、米国では先住アメリカ人をめぐって、それぞれ研究者・大学との間で紛争になっており、米国では判例や立法による古人骨の返還等の対応が先行している。

また、献体された死体を古典的な解剖実習ではなく、外科手術の手技研修(カダバー・トレーニング)の教材とする利用法もある。あるいは、死後間もない死体を救急医療で不可欠の気管挿管術の研修に用いる例もある。これらは現行法が想定している死体の利用目的を逸脱しており、死体に対する侵襲度合い・形態も臓器摘出や解剖とは異なる。したがって、現行法による規制を受けず、指針を欠いた状態で実施されてきたことが医学雑誌等で論争となった。これに関して、2012年に日本外科学会と日本解剖学会がガイドラインを策定・公開し、一定の研修利用について社会的正当性を担保するルールを示している。

模型や動物、生体では代用し難いこれらの死体利用は、我々の過去を解明したり、医師の技術を向上させたりする上で欠かせず、社会にとって有益であることは間違いない。他方で、死体利用という繊細な問題領域においては、多様な価値観が交錯することも事実である。適切な手続を経ない実施は、死体利用に対する不要な社会の不信を招来し、利用自体の否定にもつながりかねない。そこで、現行法の利用手続を検証することで、死体利用の現状に対応するために必要であるが欠落している視点を明らかにし、適正な手続保障を確立する必要がある。このために、これまでに研究代表者が行った臓器提供や古人骨の研究利用をめぐる日米の比較法的研究を統合する、包括的な死体利用の手続モデルを確立したいと考えるに至った。

2. 研究の目的

本研究は、研究・研修目的を含む死後の人体(以下、「死体」)の利用に際し、関係者に対して保障されるべき通知・承諾手続を明らかにすることを目的とする。研究は三段階で構成され、第一段階では、古典的な死体利用である臓器提供や献体、解剖に際して義務付けられてきた通知・承諾要件を現行法の検証によって整理する。第二段階では、研究・研修目的での死体利用をめぐる紛争・論争を洗い出し、対立の原因となる死体利用の手続上の課題を明らかにする。第三段階では、現行法の手続を研究・研修利用に適用拡大する場合に生じる問題点の抽出を通じて、現行法の限界を提示する。そこから、多様な死体利用に対応しうる利用手続モデルを確立したい。死体の研究利用の例としては、古人骨の考古学・人類学的利用を、研修利用の例としては外科手技研修のためのカダバー・トレーニングを中心に取り上げて検討する。

3. 研究の方法

本研究は、(1)現行法の検証、(2)死体利用の現状把握、(3)現行法に代わる包括的な手続の確立の三段階から構成される。(1)は日米の判例・法令・先行法律論文を対象とする文献研究によって遂行される。(2)は、文献研究の他、国内外の死体利用の実務にかかわる博物館関係者、考古学や文化人類学の研究者、カダバー・トレーニングを運営するラボ関係者を対象とするインタビュー調査によって実施する。(3)は(1)と(2)の結果をもとに総括する。

4. 研究成果

(1)本研究の主たる成果は、判例その他の法律文献が示していた、死体利用をめぐる感情的な推進派と反対派の二項対立的構図が、少なくとも現在の実態には妥当しないことが、米国における実務家へのインタビュー調査を通じて明らかになった点である。これは二項対立関係を前提に、関係者に対する通知や承諾の手続保障による問題解決を試みようとする当初の計画が予想しなかった展開であった。少なくとも米国において、博物館や考古学、文化人類学コミュニティは現在、先住民族コミュニティとの継続的な対話を通じて、相互理解と信頼関係の構築を試みており、死体利用をめぐる過去の過ちを否定することなく、その歴史を踏まえた第三の道を探る努力が積み重ねられている。これは、通知や承諾を基盤とする、いわゆる点ベースの手続保障ではなく、より長期的な、利用する側とされる側の信頼関係を基盤とする線ベースの手続保障とみることができ。さらに、古人骨の発掘や返還をめぐる問題を、例えば漫画という媒体で紹介する取り組みは、一般市民がこの問題を知り、考える機会となっている。カダバー・トレーニングのための死体提供についても、ドナーカードの提供先の選択肢としてバイオバンクが含まれており、より広い用途での死体利用が一般市民に認知されるための実務的な努力が窺われた。これらの取り組みが死体利用の適正な実施を支えている実態は、伝統的な法学研究のみからは得ることの叶わなかった知見である。

(2)本研究でインタビュー調査に協力していただいた米国の研究者・実務家とのやり取りの中で、

法学の研究者が死体利用という分野、とりわけ外科手技のためのカダバー・トレーニングや、古人骨研究領域に関心を持つ例は珍しく、大変興味深いという反応に数多く遭遇した。こちらがお願いした範囲を超えて、帰国後に追加の参考資料を送ってくださった例もあった。こうした経験から、本研究の副次的な成果は、通常の法学研究では交流する機会のない異分野の研究者・実務家との意見交換を通じて、法学的な問題アプローチの役割とその限界を知るとともに、問題の多面性に応じた領域横断的な協働の必要性を明確に認識できた点にあったと考えられる。

(3)国内の状況については、アイヌ人骨問題に関する調査予定が、訪問予定であった国立アイヌ民族博物館の改装工事とそれに伴う長期閉館期間と重なってしまったり、国内でカダバー・トレーニングについて早くから広報活動をしていた特定非営利法人MERI JAPANへの訪問調査予定が、新型コロナウイルスの流行によって阻まれたりする不運に見舞われた。国内調査を研究期間のより初期の段階に設定・遂行しておくべきだった感は否めないが、いずれも予想できなかった展開として甘受すべきものとする。米国同様に広範な目的での死体利用が必要であるにもかかわらず、一般市民の認知度が低く、十分な供給を得られないままひっそりと実施される死体利用をめぐる国内の状況は今後も継続するのではないかと予測される。したがって、研究期間満了に伴って積み残した課題は、今後も継続的に情報更新を行い、機会をあらためて研究の機会をもちたい。

(4)米国における死体利用の射程は想像以上に拡大している。死後の人体提供についても、ドナーカード等の書面において、古典的な臓器提供や献体と共に「バイオバンクへの死体提供」が選択肢に含まれることは一般的だという。カダバー・トレーニングがバイオバンクから取り寄せた各種関節や頸部等の人体パーツを用いることからすれば、日本国内でのカダバー・トレーニングの普及のためには、まずそうした選択肢が一般市民に認知されるところから着手する必要がある。今後は社会のニーズに対応した死体利用に関する情報をいかにして一般市民に対して周知し、理解と協力を獲得するかの検討が必要になるものと思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 クリステン・ホームクィスト 訳 森本直子	4. 巻 13
2. 論文標題 Post Academy Legal Education and Anti Academy Legal Education? 改革せよ、さもないと? 改革の緩慢なペース	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 臨床法学セミナー	6. 最初と最後の頁 78-83
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森本直子	4. 巻 25
2. 論文標題 医療のグローバル化と「医療通訳を受ける権利」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 ジュリスコンサルタス	6. 最初と最後の頁 107-121
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森本 直子	4. 巻 54-2
2. 論文標題 中絶規制法における中絶胎児の遺体処理方法に関する規制の合憲性	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 比較法学	6. 最初と最後の頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

1. 著者名 森本直子・織原保尚	4. 発行年 2017年
2. 出版社 ナカニシヤ出版	5. 総ページ数 110
3. 書名 法学ダイアリー	

1. 著者名 吉田仁美・浅田訓永・池田晴奈・織原保尚・原口佳誠・桧垣伸次・森本直子・渡辺暁彦	4. 発行年 2020年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 145
3. 書名 スタート憲法 第3版	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----